

## (別紙)

様式第1号(第5条関係)

## 会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度第2回美幌町空家等対策協議会
開 催 日 時	令和5年2月13日(月) 13時30分 開会 14時10分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎3階 第1・2委員会室
出 席 者 氏 名	平野町長、平田委員、森委員、佐々木委員、高橋委員、太田委員、 刈野委員、武田氏(尾形委員代理)
欠 席 者 氏 名	藤田委員、伊藤委員
事務局職員職氏名	小室総務部長、沖崎政策課長、政策統計グループ 稲場主事
議 題	(1) 空き家対策関連事業の見直しについて (2) その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	-
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	0名
会 議 資 料 の 名 称	【資料1】 空き家対策関連事業の見直しについて 【資料2】 住宅の不良度の測定基準(木造住宅等)
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 録音データを使用した全部記録
	<input type="checkbox"/> 録音データを使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
平野町長	<p><b>【開会】</b></p> <p>第2回となります美幌町空家等対策協議会を始めさせていただきます。前回12月19日でありますけども、第1回を開催させていただいて、皆様に委員の委嘱をさせていただき、今年度の説明等について色々お話をしたところであります。</p> <p>今日については、その時に説明した空き家等の対策に関連する事業と制度上の見直しをしたいという話をさせていただきましたので、そういう話を今日、事務局の方から説明をさせていただいて、皆さんの承認をいただきたいと思っております。</p> <p>後は座って説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは早速、空き家対策関連事業の見直しということで事務局の方からご説明させていただきます。事務局よろしくお願ひします。</p>
稲場主事	<p><b>1 空き家対策関連事業の見直しについて</b></p> <p>はい。それでは私の方から空き家対策関連事業の見直しについてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。</p> <p>空き家対策関連事業の見直しについてでございます。まず1番目、空家等除却事業補助金の見直しについて、こちらは前回の空家等対策協議会の中でもご説明をさせていただきましたが、今、除却事業と活用事業の2つの空き家対策の事業を行っております。そこで今年度の事業実績等を踏まえながら来年度より空き家対策を推進するにあたって事業の見直しを行ったところであります。その内容について今回ご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず空き家等除却事業の内容ですけれども、現状としましてこちら令和3年度に創設した事業となっておりますが、今年度で事業実施から2年が経過している状況です。申込件数は申請見込件数と同程度を推移しているんですけども、こちらの補助事業の財源であります空き家対策総合支援事業、こちら国土交通省で行っておりますものなんですけども、こちらを事業の財源としておりますので、そちらの制約もあり補助申請申込不可となっている方もいらっしゃるのも現状です。そのことも踏まえた上で見直しの方向性なんですけども、今後も町内における空き家は増加することが想定されることから、管理不全な空き家や住民生活に影響を及ぼす空き家の解消促進に向け、補助対象者、対象物件及び不良住宅の判断方法を見直すものでございます。</p> <p>主な見直し内容でございます。まず補助対象者、こちらを新規追加したいと考えております。今までですと補助対象者については空き家の所有者または相続人としていたんですけども、こちらに空き家の除却について同意を得た空き家が所在する土地の所有者又は相続人というのを追加したいと考えております。</p> <p>続きまして、対象空家です。こちらは見直し、新規追加を考えております。対象空家につきましては従来1年以上使用されていないもの、都市計画区域内に存在するもの、一戸建ての住宅、店舗や事務所などの業務用や賃貸用として使用されていた住宅は除くとしていたんですけども、一戸建ての住宅という部分を見直しまして、賃貸用として使用されていた住宅、こちらを対象外としていたものを所有者本人の住居として建築又は購入</p>